

平成23年3月15日  
(平成23年12月1日改定)  
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』等により被害を受けた年金担保貸付等をご利用の皆さまへの返済猶予等の実施について

## ○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた年金担保貸付等をご利用の皆さまに対し、別紙のとおり返済猶予等のお取扱いをさせていただきます。

〈お問合せ相談窓口〉

年金担保貸付事業等に関する相談 0120-3438-65

## 平成 23 年(2011 年)東日本大震災等に伴う 返済猶予等の概要（年金担保・労災年金担保貸付）

### I. 平成 23 年 4 月の回収にかかる特例的な取扱いについて

#### 1. 対象者

以下の災害救助法適用地域に居住する年金担保・労災年金担保貸付の債務者で、同法適用日に貸付残高がある者。

[法適用日：3 月 11 日]

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全 34 市町村
宮城県	全 35 市町村
福島県	全 59 市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

[法適用日：3 月 12 日]

長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

#### 2. 取扱いの内容

(1) 対象者については、平成 23 年 4 月 15 日の返済を一律猶予することとし、同年 6 月 15 日からの回収とする。

なお、返済猶予期間中（4 月 16 日から 6 月 15 日）の利息は無利子とする。

(2) 借入者からの申請は不要とする。

## Ⅱ. 返済猶予の取扱いについて

### 1. 対象者

以下の災害救助法の適用地域に居住し、被災された年金担保・労災年金担保貸付の債務者で、同法適用日に貸付残高があり、返済猶予等を希望する者（災害救助法適用日以前に借入申込をした者を含み、事故口債権にかかる者を除く。）

※ 市町村長等の発行するり災証明書が必要

[法適用日：3月11日]

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町

[法適用日：3月12日]

長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(平成23年3月31日現在)

### 2. 取扱いの内容

#### (1) 返済の猶予

返済猶予期間は1年以内で借入者の希望期間（原則、年金支給による償還回数で連続6回以内）とし、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。

なお、返済猶予期間中の利率は、約定利率とする。

(2) 返済方法の変更

- ① 満額返済による返済方法を選択した債務者について定額返済への変更を認める。
- ② 定額返済による返済方法を選択した債務者について返済額の変更を認める。  
なお、毎回の返済額は、1万円単位の定額で、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。

(3) 申し出方法

借入申込みを行った受託金融機関の窓口

- ※ 8月の返済から条件変更の適用を希望する場合の受付締切日【締め切りました】  
10月の返済から条件変更の適用を希望する場合の受付締切日【9月13日】

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金貸付課

TEL 0120-3438-65

FAX (03) 3438-9962

平成23年東日本大震災にともなう年金担保貸付・労災年金担保貸付を  
ご利用中の被災地のお客さまの返済猶予にかかる Q&A

Q1. 返済猶予の手続きについて教えてください。

災害救助法の適用地域のお住まいで被災され、同法適用日において年金担保貸付・労災年金担保貸付残高がある方につきましては、返済猶予や貸付条件の変更を申請することができますので、借入申込手続きをされた金融機関窓口にお問い合わせください。

Q2. 申請手続きには何が必要ですか。

返済猶予等を申請される場合には、「り災証明書(写)」の提出及び「貸付条件変更願」への実印による捺印が必要です。

なお、震災により実印を紛失された方等については、認印または拇印での申請も可能ですので、借入申込手続きをされた金融機関にご相談ください。

Q3. 「り災証明書」の発行を申請したところ、発行まで時間がかかると言われましたが、「り災証明書」は必要ですか。

原則として、返済猶予等を申請される際には「り災証明書」の提出が必要となりますが、提出が困難な場合には、市区町村等の発行する「被災証明書」又は「り災届出証明書」等、それに準ずる書類でも受付ておりますので借入申込手続きをされた金融機関窓口にお問い合わせください。

Q4. 被災地域ではないのですが、返済猶予は受けられませんか。

返済猶予等の実施は、東日本大震災等により災害救助法の適用地域で被災された方が対象となります。

生活の困窮などによる貸付条件の変更については別に仕組みがありますので、借入申込手続きをされた金融機関窓口にお問い合わせください。